

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成27年7月24日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 1 届出者名

イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一

### 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン涌谷ショッピングセンター

遠田郡涌谷町涌谷字洞ヶ崎1-1 外

### 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1号

### 4 変更した事項

大規模小売店において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者	住 所
イオン株式会社	岡田元也	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
スナック販売株式会社	本田進	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地WB Gウエスト23F
株式会社ニューステップ	岩田愛一郎	東京都中央区新川1-22-15茅場町中 埜ビル5F
株式会社コックス	荻原久示	東京都江東区新大橋1-8-11
株式会社ホットランド	佐瀬守男	群馬県桐生市広沢町4-2430
株式会社ハニーズ	江尻義久	福島県いわき市鹿島町走熊七本松27-1
株式会社メガネスーパー	田中由子	神奈川県小田原市本町4-2-39
株式会社二葉屋	五十嵐榮一	新潟県南魚沼市六日町76-1

株式会社鎌田呉服店	鎌田康	遠田郡涌谷町字本町29
株式会社JVA	山本悦二	滋賀県長浜市末広町240-6ワイエフビル17 2F
イオンスーパーセンター株式会社	岡崎双一	岩手県盛岡市菜園一丁目11-5

(変更後)

名称	代表者	住所	変更年月日
イオンスーパーセンター株式会社	東尾啓央	岩手県盛岡市菜園一丁目11-5	平成25年3月23日
株式会社Perezoso	田村幸	仙台市宮城野区萩野町2-16-4	平成25年3月20日
株式会社ハニーズ	江尻義久	福島県いわき市鹿島町走熊七本松27-1	
株式会社タツミヤ	指田努	東京都八王子市暁町1丁目32番13号	平成26年7月21日
株式会社マリオン	倉田士	仙台市若林区蒲町10-40	平成26年11月1日
株式会社ヤマテル	山下淳	大崎市古川旭1丁目13-20	平成23年9月21日
有限会社エフブイオート	昆野達己	黒川郡富谷町成田4丁目18-4 ガーデンシティプラザ内	平成25年4月18日
サンバード株式会社	石田健三	愛知県一宮市北今字地藏跡7番地	平成23年10月21日
株式会社キタムラ	北村正志	高知県高知市菜園場町1-21 四国総合ビル5F	平成23年7月21日

5 変更の年月日

4に記載のとおり

6 届出年月日

平成27年7月13日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，北部地方県政情報コーナー及び涌谷町役場

8 縦覧期間

平成27年7月24日から平成27年11月24日まで（ただし，閉庁日を除く。）

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工経営支援課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」  
(経済産業省告示第16号)及び意見書様式を参考のこと。